

## 租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	<p>データセンター地域分散化促進税制の延長 (国 21)(法人税義)</p> <p style="text-align: right;">【新設・<span style="border: 1px solid black;">延長</span>・拡充】</p>
2	要望の内容	<p>○データセンター地域分散化促進税制について、以下の延長を行う。 適用期限を、平成 30 年 3 月 31 日までの 1 年 10 箇月延長する。</p> <p>○対象者・対象設備 対象者：電気通信基盤充実臨時措置法(基盤法)の規定に基づき、対象設備の整備に関する実施計画の認定を受けた電気通信事業者 対象設備：認定計画<sup>※1</sup>に従って取得した電気通信設備。具体的には、①サーバー<sup>※2</sup>、②ルーター<sup>※3</sup>、③スイッチ<sup>※3</sup>、④無停電電源装置(UPS)<sup>※3</sup>、⑤非常用発電機<sup>※3</sup></p> <p>※1 基盤法の規定に基づき総務大臣の認定を受けた実施計画 ※2 首都直下地震緊急対策区域(首都直下地震対策特別措置法第三条第一項の規定により首都直下地震緊急対策区域として指定された区域)におけるデータセンターのバックアップを行うものに限る ※3 ②～⑤は①と同一認定計画に基づき取得した場合に限る</p> <p>○措置内容 法人税：取得価額の 10%の特別償却</p>
3	担当部局	<p>(主要望)総務省総合通信基盤局電気通信事業部データ通信課 (従要望)政策統括官(防災担当)付参事官(普及啓発・連携担当)付</p>
4	評価実施時期	平成 27 年 8 月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	<p>平成 25 年度 創設(適用期間:2 年間) 平成 27 年度 延長(延長期間:1 年 2 箇月間) 特別償却:15%→10%、 対象区域:東京圏(多極分散型国土形成促進法(昭和 63 年法律第 83 号)第 22 条第 1 項に定める東京圏)→首都直下地震緊急対策区域</p>
6	適用又は延長期間	平成 28 年 6 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日まで(延長期間:1 年 10 箇月間)
7	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>現在、首都直下地震緊急対策区域にデータセンターが一極集中しており、首都直下地震等への耐災害性の観点から課題がある。 具体的には、データセンターは、各種データの保管だけではなく、企業等の業務システムやインターネットサービスの基盤としても利用されているところであるが、この点、データセンターが集中する同区域が被災すると、直接的・間接的被害によりデータセンターサービスが提供困難となり、データセンターの利用企業の業務システム等が停止する。これにより、企業等にとって、業務の再開が遅れ、ひいては、災害からの復興が遅れるおそれがある。 このような事態を最小限に抑えるため、データセンターの地域分散化(国内</p>

		<p>のデータセンターにおける首都直下地震緊急対策区域以外のデータセンターへのバックアップの促進)を図り、データセンターの同時停止を最小限の規模に抑さえ、もって我が国における情報通信基盤の耐災害性の強化を実現しようとするもの。</p> <p>《政策目的の根拠》</p> <p>○ 世界最先端IT国家創造宣言(平成 27 年 6 月 30 日閣議決定)</p> <p>IV. 利活用の裾野拡大を推進するための基盤の強化</p> <p>2. 世界最高水準のITインフラ環境の確保</p> <p>(2) 大規模災害時におけるITの利活用の観点から、海底ケーブルなどのIT国際インフラの冗長化や東京圏に集中するデータセンターの地域分散・地域連携やIX(インターネットエクスチェンジ)の地域分散など、バックアップ体制の整備を推進し、強靱かつリダンダント(冗長的)なITインフラ環境を確保する。</p>
②	政策体系における政策目的の位置付け	<p>○平成 28 年度概算要求における政策評価体系図 【総務省政策評価基本計画(平成 24 年総務省訓令第 17 号)】</p> <p>V. 情報通信(ICT 政策)</p> <p>2. 情報通信技術高度利活用の促進</p> <p>4. 情報通信技術利用環境の整備</p> <p>○平成 28 年度概算要求における政策評価体系図 【内閣府政策評価基本計画(平成 23 年内閣総理大臣決定)】</p> <p>【政策】</p> <p>10. 防災政策の推進</p> <p>【施策】</p> <p>④地震対策等の推進</p>
③	達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>平成 32(2020)年度末までに、「首都直下地震緊急対策区域に立地するデータセンターのサーバールーム面積」<sup>※4</sup>に対する、「首都直下地震緊急対策区域以外に立地するデータセンターにおける首都直下地震緊急対策区域圏に立地するデータセンターのバックアップサービスに利用されるサーバールーム面積」<sup>※5</sup>の比率を、税制創設前(平成 24 年度末)の約 1.97%<sup>※6</sup>の2倍(3.94%)とすることを目標とし、本措置の適用期間中に約 3.2%まで上げることが目指す。</p> <p>※4 民間調査(データセンタービジネス市場調査総覧(株式会社富士キメラ総研))における1都3県のサーバールーム面積</p> <p>※5 民間調査(同)におけるセカンダリソリューションの市場規模等から総務省推計。</p> <p>※6 平成 24 年度末:12,969 m<sup>2</sup>/645,610 m<sup>2</sup></p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》</p> <p>首都直下地震緊急対策区域に立地するデータセンターに対する、同区域外に立地するバックアップ用途のデータセンターの比率(サーバールーム面積)</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>国内データセンターのうち首都直下地震緊急対策区域以外に立地するバックアップ用途のデータセンターの比率(サーバールーム面積)を向上させることは、データセンターが東京一極集中している状況に対し、データを同区域外に分散させることとなり、首都直下地震等が発生した場合においてデータセンターが同時被災し、サービスが停止することを最小限の規模に抑えることとな</p>

			<p>る。これにより、全体として情報通信基盤の機能が損なわれる度合が最小限に抑えられ、政策目的である、我が国における情報通信基盤の耐災害性の強化が実現するものである。</p>
8	有効性等	① 適用数等	<p>平成 25 年度 1 件(適用額:236.8(百万円))  平成 26 年度 0 件(適用額:0(百万円))  ※平成 26 年度は 1 件実施計画を認定したが、税制適用までは至らなかった。  平成 27 年度 1 件(適用額:13.1(百万円))(見込み)  平成 28 年度 1 件(適用額:13.6(百万円))(見込み)  平成 29 年度 1 件(適用額:13.9(百万円))(見込み)</p> <p>※ 平成 25 年度の適用数及び適用額は、「租税特別措置の適用実態調査」による。また、平成 26 年度の適用数及び適用額は、認定済みの実施計画等による。</p> <p>※ 平成 27 年度～29 年度の適用数及び適用額は、過去 2 年間の実施計画認定実績(2 件)及び民間調査(データセンタービジネス市場調査総覧(株式会社富士キメラ総研))からの推計。</p> <p>※ 適用実績が現時点で 1 件にとどまっている点について、問い合わせがあったが実施計画の認定の申請に至らなかった事業者にその原因をヒアリングしたところ、本制度はバックアップサービスに専ら利用される電気通信設備のみ対象設備としているが、設備導入時にはサーバーがバックアップ用途であることを限定できないことが一般的であるため、適用数が伸びていないと考えられる。</p> <p>しかしながら、首都直下地震等を想定した、強靱な IT インフラ環境を確保する必要性は 7①のとおり政府の方針でも明記されており、首都直下地震緊急対策区域以外のデータセンターへの情報のバックアップを継続して訴求し、促進していくことが必要であることから、データセンターの地域分散化について一層の促進を図る上では、本制度を延長し、周知普及を図っていくことが有効である(平成 26～30 年度の 5 力年計で周知・啓発活動を 10 件実施し 150 者以上に周知・啓発する予定)。</p> <p>(詳細は、別紙のとおり。)</p>
		② 減収額	<p>平成 25 年度 66.4(百万円)(適用額から算出)  平成 26 年度 0(百万円)  平成 27 年度 3.1(百万円)(見込み)  平成 28 年度 3.2(百万円)(見込み)  平成 29 年度 3.3(百万円)(見込み)</p> <p>※算出根拠  平成 25 年度:  [適用実態調査における適用額 236.8(百万円)] × [法人税率 28.05%(復興法人税率を含む)]  平成 27 年度:  [設備投資額(見込み)131.3(百万円)] × [特別償却率 10%] × [法人税率 23.9%]  平成 28 年度:  [設備投資額(見込み)135.5(百万円)] × [特別償却率 10%] × [法人税</p>

		<p>率 23.9%]  平成 29 年度：  [設備投資額(見込み)138.7(百万円)] × [特別償却率 10%] × [法人税率 23.9%]  ※ 27 年度～29 年度の設備取得価格は、民間調査データセンタービジネス市場調査総覧(株式会社富士キメラ総研))から推計。  (詳細は、別紙のとおり。)</p>
	<p>③ 効果・達成目標の実現状況</p>	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成 25 年度～平成 29 年度)</p> <p>本措置は、我が国における情報通信基盤の耐災害性を強化するために、首都直下地震緊急対策区域以外でサービスを実施するための設備投資に対するインセンティブを付与することにより、同区域以外のデータセンターの新設・拡充を図り、国内データセンターの地域分散化(国内のデータセンターにおける首都直下地震緊急対策区域以外のデータセンターへのバックアップの促進)を図るもの。</p> <p>平成 27 年 7 月までに、本措置の適用による首都直下地震緊急対策区域以外の地域への設備投資は約 15.9 億円であり、同区域のデータセンターに対する同区域外へのバックアップの割合(サーバールーム面積比)は、平成 24 年度末約 1.97%から平成 26 年度末約 2.30%に向上し、我が国における情報通信基盤の耐災害性が高まったところ。</p> <p>今後、本措置の一層の周知普及を図り、首都直下地震緊急対策区域以外の地域への設備投資をさらに加速させることにより、首都直下地震等が発生した状況下でも、データセンターの同時停止を小規模におさえ、もって、利用者のシステム等の停止の規模を最小限に抑えようとするものである。これによって、我が国における情報通信基盤の耐災害性がさらに強化される。</p> <p>※ サーバルーム面積比は民間調査(データセンタービジネス市場調査総覧(株式会社富士キメラ総研))から推計</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成 25 年度～平成 29 年度)</p> <p>首都直下地震対策緊急対策区域外のデータセンターへのバックアップの比率(サーバールーム面積比)については、平成 26 年度末時点で約 2.30%であり、平成 24 年度末時点の約 1.97%から約 0.33 ポイント向上しているが、政策の達成目標(7③)には達していない。当該向上における本措置の直接的効果は約 0.18 ポイントと推計され、一定の寄与が認められる。本措置の効果のほかには、平成 23 年の東日本大震災以降、データセンターに対するバックアップのニーズが増加していることが寄与しているものと考えられる。なお、その他の影響について、設備投資に対しては従来から地方公共団体による支援策が講じられているが、同区域への集中度合を緩和するまでの効果は見られない。</p> <p>震災から年数が経過するにつれて、バックアップの機運は低減していくと考えられるところ、一方で、首都直下地震等を想定した、強靱な IT インフラ環境を確保する必要性は 7①のとおり政府の方針でも明記されている。そのため、政策目的を達成するためには、政府としてこれを強力に促進する必要がある、本措置を継続することなくデータセンターの地域分散化を促進することは困難であると考えられる。首都直下地震緊急対策区域のデータセンターへのバックア</p>

ップを継続的に訴求し、促進していくためには、本措置の継続が必要不可欠である。

本税制延長による首都直下地震対策緊急対策区域外のデータセンターへのバックアップの比率(サーバールーム面積比)の達成目標(平成 29 年度末で約 3.2%)に対する直接的向上効果は、8①の適用額より約 0.03 ポイントと推計される。

※ サーバルーム面積比及び本措置の寄与度は、民間調査(データセンタービジネス市場調査総覧(株式会社富士キメラ総研))から推計。

※ 前回要望時の事前評価書(平成 26 年 8 月)においては、要望内容が本措置の「東京圏のデータセンターのバックアップを行うもの」とする適用条件(以下、バックアップ要件)を緩和する拡充要望であったため、測定指標を「国内データセンターのうち東京圏に立地する比率(サーバールーム床面積)」としていたところ。前回要望の結果、対象地域を首都直下地震対策区域とした上で、バックアップ要件についても継続して措置されたため、今回の延長要望において、同区域及びバックアップ要件を考慮しない当該測定指標を継続することは適当ではないことから、今回事前評価においては、前回要望の過程で設定した 7③の目標を測定指標として設定している。なお、国内データセンターのうち東京圏に立地する比率(サーバールーム床面積)を、平成 25 年度末の約 58%から平成 28 年 5 月末に約 53%にすることを目標としていたところ、平成 26 年度末現時点で 58%と横ばいになっている。

(詳細は、別紙のとおり。)

《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成 25 年度～平成 29 年度)

首都直下地震対策緊急対策区域に立地するデータセンターに対する、同区域外に立地するバックアップ用途のデータセンターの比率(サーバールーム面積比)は、平成 24 年度末時点の約 1.97%から、現状は平成 26 年度末時点で約 2.30%となっており、当該向上における本措置の直接的効果は約 0.18 ポイントと推計される。本措置が延長されない場合、本措置による促進効果が期待されないことから、今後もこの比率にとどまることが予想される。

こうした状況のまま、首都直下地震等の大規模災害が発生した場合には、首都直下地震対策緊急対策区域のデータセンターのサービス提供が停止し、各種事業者のシステムが利用不可能となるとともに、復旧に相応の時間を要し、その結果、社会経済の中核機能が中長期的に麻痺するおそれがある。

《税込減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成 25 年度～平成 29 年度)

本措置により首都直下地震対策緊急対策区域のデータセンターのバックアップサービスのための同区域外のデータセンターの拡充が行われたところ。これにより、首都直下地震等の大規模災害が発生したときのサービス停止からの復旧を速やかに行うことが可能となり、このサービスを受ける利用者の事業継続性が高まり、首都直下地震等の大災害が発生した場合の社会的・経済的損失を抑えることができる。情報通信基盤であるデータセンターのサービス停止はデ

		<p>ータセンター利用企業を含め、多大な社会的・経済的損失となるため、税収減を是認する効果があると考えられる。</p> <p>将来においては、データセンターが地域分散化し、首都直下地震等が発生した場合においても、多くのデータセンターが同時停止する可能性を低減し、もって、データセンターを利用する各企業等のシステムの同時停止を最小限の規模に抑えようとするもの。この点、本措置は情報通信基盤の耐災害性の強化を実現しようとするものであり、大規模災害が発生したときにはじめてその効果が発生するため、現段階において経済的な効果を予期することは困難である。</p> <p>一部の事業者で、耐災害性の観点以外にも電気代等が安価な海外にバックアップ拠点を整備する動きも見られており、本措置により、データセンターの海外流出を食い止め、国内にデータセンターを整備することによる経済効果も期待される。</p>
9 相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>首都直下地震緊急対策区域以外のデータセンターは、同区域内のデータセンターとの比較において、通信費用等の面で不利な状況にあることが、データセンターが同区域に一極集中することの主要な要因の一つである。また、本税制の政策目的である情報通信基盤の耐災害性の強化にあたっては、首都直下地震緊急対策区域以外の地域へのデータセンターの新設・増設による、地域データセンターへのバックアップ比率の向上が必要である。情報通信基盤の耐災害性の強化は、事業者自らが積極的に取り組むことではじめて効率的・効果的に図られるものであるため、税制措置による公平で幅広い効果を発揮させることが適当であると考えられる。</p> <p>○ 補助金と比較して、本租税特別措置の手段が適切である理由</p> <p>首都直下地震緊急対策区域のデータセンターは、それぞれ災害に対する備えに違いがあるものの、首都直下地震等での被害、たとえばどの地域が電力供給停止になるのか等は予期することが難しく、どのデータセンターでも被害を受ける可能性がある。この点、広く、首都直下地震緊急対策区域以外に立地するデータセンターの事業者全体の底上げが必要であり、税制措置による幅広い効果を発揮させることが適当である。</p> <p>○ 規制の創設と比較して、本租税特別措置の手段が適切である理由</p> <p>法令に定め規制により地方立地の義務づけ等を行うことについては、データセンター事業者（提供側）または利用する個人・企業等（利用側）に首都直下地震緊急対策区域以外のデータセンターを利用することを求めることとなる。この点、前者については、当該区域においてのみ事業を行う事業者にとって経営や営業の自由を過度に制限することとなり、実現困難である。また、後者では、災害への対応の在り方が業種や事業形態、規模等で異なり、実効性のある規制を創設することは実質的に困難である。さらに、新規の規制の創設が可能であっても、一般的に義務づけ等を行う際には経過措置の期間が設定され、結果、相応の期間がかかるため、税制措置による支援は適切であると考えられる。</p>

		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	他の支援措置や義務付け等はない。
		③ 地方公共団体が協力する相当性	地域にデータセンターが整備されることによって、当該地域における雇用創出や人材育成等に貢献し、地方経済の活性化に資することが期待される。
10	有識者の見解		—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		前回の事前評価:平成 26 年 8 月

## データセンター地域分散化促進税制の適用数等見込及び減収見込額算定根拠

### ○ 適用数

平年度の適用者数見込みは、過去の計画認定実績（平成 25 年度～26 年度で 2 件）から 1 者である。

### ○ 適用額（特別償却の限度額）

本税制措置の対象設備の首都直下地震緊急対策区域以外への 1 者あたりの設備取得見込額を、富士キメラ総研「データセンター市場調査総覧 2015 年版」に掲載の設備投資見込額をもとに算出すると、以下のとおりとなる。

平成 27 年度（見込）：

$$\begin{aligned} & \text{国内の対象設備の投資見込額}^{\ast 1} \times \text{首都直下地震緊急対策区域以外のデータセンター割合}^{\ast 2} \text{ / 国内データセンター事業者数}^{\ast 3} \\ & = 142,160 \text{ 百万円} \times 39.98\% \text{ / } 433 \text{ 者} = 131.3 \text{ 百万円} \end{aligned}$$

平成 28 年度（予測）：

$$\text{同上} = 146,730 \text{ 百万円} \times 39.98\% \text{ / } 433 \text{ 者} = 135.5 \text{ 百万円}$$

平成 29 年度（予測）：

$$\text{同上} = 150,240 \text{ 百万円} \times 39.98\% \text{ / } 433 \text{ 者} = 138.7 \text{ 百万円}$$

適用額は、それぞれの設備投資見込み額に、特別償却 10% を乗じた値となる。

※ 1 「データセンタービジネス市場調査総覧 2015 年版」（富士キメラ総研）による当該年度の投資見込／予測額。

※ 2 同資料によるサーバールーム面積割合。

※ 3 同資料に掲載されているデータセンター事業者数。

### ○ 減収額

平年度の適用者数見込みは、過去の計画認定実績（平成 25 年度～26 年度で 2 件）から 1 者であり、減収見込額は次のとおりとなる。

平成 27 年度：

$$\begin{aligned} & \text{適用者見込み} \times \text{1 者あたり投資見込額} \times \text{特別償却率} \times \text{法人税率} \\ & = 1 \text{ 者} \times 131.3 \text{ 百万円} \times 10\% \times 23.9\% = \underline{\underline{3.1 \text{ 百万円}}} \end{aligned}$$

平成 28 年度：

$$\text{同上} = 1 \text{ 者} \times 135.5 \text{ 百万円} \times 10\% \times 23.9\% = \underline{\underline{3.2 \text{ 百万円}}}$$

平成 29 年度：

$$\text{同上} = 1 \text{ 者} \times 138.7 \text{ 百万円} \times 10\% \times 23.9\% = \underline{\underline{3.3 \text{ 百万円}}}$$

## データセンター地域分散化促進税制の測定指標の達成状況等

### ○ 測定指標

首都直下地震緊急対策区域に立地するデータセンターに対する、同区域外に立地するバックアップ用途のデータセンターの比率（サーバールーム面積）  
（以下、「バックアップ比率」という。）

### ○ 達成状況

時期	首都直下地震緊急対策区域に立地するデータセンターのサーバールーム面積※ <sup>1</sup> (A)	同区域外に立地するバックアップ用途のデータセンターのサーバールーム面積※ <sup>2</sup> (B)	バックアップ比率 (B/A)
平成 24 年度末	645,510 m <sup>2</sup>	12,696 m <sup>2</sup>	1.97%
平成 26 年度末	710,830 m <sup>2</sup>	16,343 m <sup>2</sup>	<u>2.30%</u>

※1 「データセンタービジネス市場調査総覧」（富士キメラ総研）2013 年度版及び 2015 年度版による当該区域のサーバールーム面積の合計

※2 同資料による当該区域以外のサーバールーム面積のうち、同資料によるセカンダリソリューションの市場規模等に乗じて算出

### ○ 測定指標への本制度の寄与度（実績）

本税制を適用したデータセンターのサーバールーム面積（平成 25 年度実績）：

1,290 m<sup>2</sup>（推計）※<sup>3</sup>

同面積を除いた場合の平成 26 年度バックアップ比率：

$(16,343 - 1,290) / 710,830 = 2.12\%$

本税制の測定指標への寄与度（実績）：

$2.30 - 2.12 = \underline{0.18 \text{ ポイント}}$

※3 当該データセンターはセキュリティ確保の観点から、立地、諸元等が非公開。そのため、「データセンタービジネス市場調査総覧」（富士キメラ総研）2013 年度版における当該データセンターが立地する都道府県のデータセンターのサーバールーム面積の平均値により推計。

### ○ 測定指標への本制度の寄与度（推計）

設備投資額百万円あたりの寄与度：

$0.18 / 1579.0 \text{ 百万円 (認定済み実施計画に基づく設備投資額)} = 0.00012 \text{ ポイント}$

本税制延長による設備投資額（見込み）：

$135.5 \text{ 百万円 (平成 28 年度)} + 138.7 \text{ 百万円 (平成 29 年度)} = 274.2 \text{ 百万円}$

本税制延長による寄与度（推計）：

$0.00012 \times 274.2 = \underline{0.03 \text{ ポイント}}$